



島根県報

令和7年3月7日（金）
第 5 9 7 号
 （毎週火・金曜日発行）
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則	（環 境 政 策 課） 2
島根県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則	（下 水 道 推 進 課） 2

【告 示】

土地改良区の役員の就任及び退任の届出	（農 村 整 備 課） 2
換地処分（2件）	（ ” ） 3
地籍調査の成果の認証	（用 地 対 策 課） 4
都市計画事業変更の認可	（下 水 道 推 進 課） 4
建築基準法の規定による道路の指定	（建 築 住 宅 課） 4

【特定調達公告】

島根県立中央病院の電力調達に係る一般競争入札の落札者等	（病 院 局） 5
車両捜査支援システム回線利用契約に係る一般競争入札の落札者等	（警 察 本 部） 6

【病院局規程】

島根県病院局行政財産の目的外使用等に関する規程の一部改正	6
------------------------------	---

【教委規則】

県立学校の組織編制に関する規則の一部を改正する規則	（学 校 企 画 課） 7 （特 別 支 援 教 育 課）
---------------------------	----------------------------------

【選管告示】

不在者投票を行うことができる施設の指定の取消し	11
-------------------------	----

【公安規則】

警察署協議会の運営等に関する規則の一部を改正する規則	（警 察 本 部） 11
----------------------------	--------------

【公安告示】

警備業務に係る検定合格者審査の実施	（警 察 本 部） 11
-------------------	--------------

公布された条例等のあらまし

◇島根県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則（規則第5号）

- 1 規則の概要
汚水特定施設の設置等の届出に係る様式の整備（様式第2号関係）
- 2 施行期日
令和7年4月1日から施行することとした。

◇島根県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則（規則第6号）

- 1 規則の概要
地方公営企業法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う規定の整理（第12条関係）
- 2 施行期日
令和7年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月7日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第5号

島根県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

島根県公害防止条例施行規則（昭和46年島根県規則第66号）の一部を次のように改正する。
様式第2号別紙4中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に、「個/cm³」を「CFU/mL」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

島根県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月7日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第6号

島根県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則

島根県流域下水道事業財務規則（令和2年島根県規則第42号）の一部を次のように改正する。
第12条第1項中「第22条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

告 示

島根県告示第112号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和7年3月7日

島根県知事 丸 山 達 也

大田市水上町三久須土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

廣山 勝秀 大田市水上町三久須140-3

光田 正義 大田市水上町三久須120

石原 寛明 大田市水上町三久須291

菅 眞章 大田市水上町三久須664

山本 竜法 大田市水上町三久須676-2

監事

武間 篤 大田市水上町三久須724

中田 真二 大田市祖式町429

2 就任年月日

令和5年6月18日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

光田 正義 大田市水上町三久須120番地

廣山 勝秀 大田市水上町三久須140番地3

菅 眞章 大田市水上町三久須664番地

石原 寛明 大田市水上町三久須291番地

山本 竜法 大田市水上町三久須676番地2

監事

武間 篤 大田市水上町三久須724番地

中田 真二 大田市祖式町429番地

島根県告示第113号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、令和7年2月26日付けで県営土地改良事業に係る浜田東部地区（元谷工区）の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

令和7年3月7日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第114号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、令和7年2月26日付けで県営土地改良事業に係る雲南中央地区（宮之谷工区）の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

令和7年3月7日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第115号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和7年3月7日

島根県知事 丸 山 達 也

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍図		
吉賀町	令和2年度～5年度	15枚	1冊	田野原4	令和7年2月25日
吉賀町	令和3年度～5年度	6枚	1冊	幸地2	令和7年2月25日
益田市	令和3年度～5年度	14枚	2冊	赤城・栄1	令和7年2月25日
益田市	令和3年度～5年度	16枚	2冊	赤城・栄2	令和7年2月25日
益田市	令和3年度～5年度	26枚	1冊	神田1	令和7年2月25日
益田市	令和3年度～5年度	25枚	1冊	宇津川1	令和7年2月25日
益田市	令和3年度～5年度	20枚	1冊	岡本・野田・石組	令和7年2月25日

島根県告示第116号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和7年3月7日

島根県知事 丸 山 達 也

1 施行者の名称

江津市

2 都市計画事業の種類及び名称

江津都市計画下水道事業

江津市公共下水道

3 事業施行期間

平成13年6月22日から令和13年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成13年島根県告示第490号、平成14年島根県告示第503号、平成18年島根県告示第1009号、平成25年島根県告示第380号及び平成31年島根県告示第5号の事業地のうち、江津町、嘉久志町、和木町、都野津町、二宮町神主及び敬川町地内において事業地を変更する。

島根県告示第117号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく道路のうち、次に掲げる道路を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号に規定する道路に指定したので告示する。

その関係図面は、県央県土整備事務所及び大田市役所に備えて一般の縦覧に供する。

令和7年3月7日

島根県知事 丸 山 達 也

路線名	区 間		道路の幅員	道路の延長	指定の年月日 及び番号
	起 点	終 点			
柳井大正西線	大田市大田町大田イ 835番3の一部	大田市大田町大田イ 731番1の一部	メートル 14.0~16.0	メートル 270.8	令和7年2月25日 第3号
三瓶山公園線	大田市大田町大田イ 2759番76の一部	大田市大田町大田イ 835番3の一部	16.0	60.0	令和7年2月25日 第3号
駅東駐輪場横線	大田市大田町大田イ 714番の一部	大田市大田町大田イ 699番7の一部	8.0	132.4	令和7年2月25日 第3号
駅通大沢線	大田市大田町大田イ 736番1の一部	大田市大田町大田イ 714番の一部	6.0	70.0	令和7年2月25日 第3号
駅通大沢線2号線	大田市大田町大田イ 714番の一部	大田市大田町大田イ 714番の一部	6.0	20.4	令和7年2月25日 第3号
駅東柳井線	大田市大田町大田イ 2749番1の一部	大田市大田町大田イ 835番3の一部	6.0	140.0	令和7年2月25日 第3号
駅東柳井1号線	大田市大田町大田イ 835番3の一部	大田市大田町大田イ 835番3の一部	6.0	46.15	令和7年2月25日 第3号

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定により、その例によることとされている物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和7年3月7日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

1 物品等の名称及び数量

島根県立中央病院の電力調達 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院 事務局経営部業務課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

3 落札者を決定した日

令和7年2月17日

4 落札者の氏名及び住所

中国電力株式会社 販売事業本部 部長（ビジネスソリューション） 三宅 英治 広島県広島市中区小町4番33号

5 落札金額

623,556,570円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和6年12月20日

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和7年3月7日

島根県警察本部長 丸 山 直 紀

- 1 件名及び数量
車両捜査支援システム回線利用契約 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1
- 3 落札者を決定した日
令和7年1月17日
- 4 落札者の氏名及び住所
西日本電信電話株式会社島根支店 支店長 福島 悦子 島根県松江市東朝日町102番地
- 5 落札金額
203,184,630円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
令和6年11月26日

島 根 県 病 院 局 管 理 規 程

島根県病院局管理規程第1号

島根県病院局行政財産の目的外使用等に関する規程（平成26年島根県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月7日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

様式第1号中「㊸」を削る。

様式第2号中「㊸」を削り、

水 道		円
暖 房		円

を

「

水 道		円
ガ ス		円
暖 房		円

に改める。

」

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

県立学校の組織編制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月7日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

島根県教育委員会規則第2号

県立学校の組織編制に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の組織編制に関する規則（昭和33年島根県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

学 校 名 (分校名)	全日制の課程					定時制の課程					
	区分	学 科	第1 学年	第2 学年	第3 学年	区分	学 科	第1 学年	第2 学年	第3 学年	第4 学年
島根県立安来高等学校	普通	普通科	160	160	160						
島根県立情報科学高等学校	商業	情報システム科	120	40	40						
		情報処理科		40	40						
		マルチメディア科		40	40						
島根県立松江北高等学校	普通	普通科	240	240	240						
	理数	理数科	40	40	40						
島根県立松江南高等学校	普通	普通科（単位制）	600								
	理数	探究科学科（単位制）	240								
島根県立松江東高等学校	普通	普通科（単位制）	600								
島根県立松江工業高等学校	工業	機械科	40	40	40	工業	機械科	40	40	40	40
		電子機械科	40	40	40		電気科	40	40	40	40
		電気科			40		建築科	40	40	40	40
		電子科			40						
		電気電子工学科	40	40							
		情報技術科			40						
		情報クリエイター学科	40	40							
		建築都市工学科	40	40	40						
島根県立松江商業高等学校	商業	商業科		120	120						
		情報処理科	200	40	40						
		国際ビジネス科		40	40						
島根県立松江農林高等学校	農業	生物生産科	40	40	40						
		環境土木科	40	40	40						
	総合	総合学科（単位制）	240								
島根県立宍道高等学校					普通	普通科（単位制）	640				
島根県立大東高等学校	普通	普通科	90	90	120						

島根県立横田高等学校	普通	普通科	90	90	90						
島根県立三刀屋高等学校 (掛合分校)	総合	総合学科 (単位制)	480								
	普通	普通科	40	40	40						
島根県立飯南高等学校	普通	普通科	80	80	80						
島根県立平田高等学校	普通	普通科	160	160	160						
島根県立出雲高等学校	普通	普通科	240	240	240						
	理数	理数科	40	40	40						
島根県立出雲工業高等学校	工業	機械科	40	40	40						
		電気科	40	40	40						
		電子機械科	40	40	40						
		建築科	40	40	40						
島根県立出雲商業高等学校	商業	商業科	120	120	120						
		情報処理科	40	40	40						
島根県立出雲農林高等学校	農業	植物科学科	40	40	40						
		食品科学科	40	40	40						
		動物科学科	40	40	40						
		環境科学科	40	40	40						
島根県立大社高等学校	普通	普通科	200	200	200						
	体育	体育科	40	40	40						
島根県立大田高等学校	普通	普通科	120	120	120						
	理数	理数科	40	40	40						
島根県立邇摩高等学校	総合	総合学科 (単位制)	360								
島根県立島根中央高等学校	普通	普通科 (学年制)		105	105						
		普通科 (単位制)	105								
島根県立矢上高等学校	普通	普通科	72	72	60						
	農業	産業技術科	36	36	35						
島根県立江津高等学校	普通	普通科	80	80	80						
島根県立江津工業高等学校	工業	機械・ロボット	40	40	40						
		建築・電気科	40	40	40						
島根県立浜田高等学校	普通	普通科	160	160	160	普通	普通科 (単位制)	320			
	理数	理数科	40	40	40						
島根県立浜田商業高等学校	商業	商業科	80	40	40						
		情報処理科		40	40						

島根県立浜田水産高等学校	水産	海洋技術科	40	40	40					
		食品流通科	40	40	40					
		(専攻科)								
		漁業科 機関科	10	10						
島根県立益田高等学校	普通	普通科 (単位制)	360							
	理数	理数科 (単位制)	120							
島根県立益田翔陽高等学校	工業	電子機械科	40	40	40					
		電気科	40	40	40					
	農業	生物環境工学科	40	40	40					
	総合	総合学科 (単位制)	120							
島根県立吉賀高等学校	普通	普通科	40	40	40					
島根県立津和野高等学校	普通	普通科		80	80					
		未来共創科	80							
島根県立隠岐高等学校	普通	普通科	60	60	60					
	商業	商業科	30	30	30					
島根県立隠岐島前高等学校	普通	普通科		40	40					
		地域共創科	80	40	40					
島根県立隠岐水産高等学校	水産	海洋システム科	40	40	40					
		海洋生産科	40	40	40					
		(専攻科)								
		漁業科 機関科	10	10						

備考

- 島根県立宍道高等学校定時制課程普通科の定員のうち、午前部（授業を行う時間帯が主として午前9時から正午までのものをいう。）の定員にあつては320名とし、午後部（授業を行う時間帯が主として正午から午後5時までのものをいう。）の定員にあつては160名とし、夜間部（授業を行う時間帯が主として午後5時から午後9時までのものをいう。以下同じ。）の定員にあつては160名とする。
- 島根県立浜田高等学校定時制課程普通科の定員のうち、昼間部（授業を行う時間帯が主として正午から午後5時までのものをいう。）の定員にあつては160名とし、夜間部の定員にあつては160名とする。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第3条関係）

学 校 名	教育内容	学 校 に 置 く 部					専 攻 科						
		幼稚部	小学部及び 中学部	高 等 部			学 科	学 級 区 分	定 員				
				学 科	学 級 区 分	定 員			第1 学年	第2 学年	第3 学年		
	定 員												

島根県立盲学校	視覚障害教育	10	小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8	理療科	単一障害学級	8	8	8
						重複障害学級	3	3	3		重複障害学級	3	3	3
					保健理療科	単一障害学級	8	8	8	保健理療科	単一障害学級	8	8	8
						重複障害学級	3	3	3		重複障害学級	3	3	3
島根県立松江ろう学校	聴覚障害教育	15	小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8	産業工芸科	単一障害学級	8	8	
						重複障害学級	3	3	3		重複障害学級	3	3	
					産業技術科	単一障害学級	8	8	8	生活デザイン科	単一障害学級	8	8	
						重複障害学級	3	3	3		重複障害学級	3	3	
島根県立浜田ろう学校	聴覚障害教育	10	小学部	中学部	美術工芸科	単一障害学級	8	8	8					
						重複障害学級	3	3	3					
					被服科	単一障害学級			8					
						重複障害学級			3					
生活デザイン科	単一障害学級	8	8											
	重複障害学級	3	3											
島根県立松江養護学校	知的障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	56	56	40					
						重複障害学級	33	30	30					
島根県立出雲養護学校	知的障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	56	56	56					
	肢体不自由教育		小学部	中学部		普通科	重複障害学級	21	27					21
					病弱教育			小学部	中学部					
島根県立石見養護学校	知的障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8					
						重複障害学級	6	3	3					
島根県立浜田養護学校	知的障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	24	16	16					
						重複障害学級	6	15	12					
島根県立益田養護学校	知的障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	16	16	8					
	肢体不自由教育		小学部	中学部		普通科	重複障害学級	6	9					6
					重複障害学級		3	3	3					
島根県立隠岐養護学校	知的障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8					
						重複障害学級	3	3	3					
島根県立松江清心養護学校	肢体不自由教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8					
						重複障害学級	6	6	6					
						訪問学級	3							
島根県立江津清和養護学校	肢体不自由教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8					
						重複障害学級	3	3	3					
島根県立松江緑が丘養護学校	病弱教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8					
						重複障害学級	3	3	3					
島根県立松江緑が丘養護学校	病弱教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8					
						重複障害学級	6	6	6					

護学校					訪問学級	3			
-----	--	--	--	--	------	---	--	--	--

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示**島根県選挙管理委員会告示第13号**

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定を取り消した。

令和7年3月7日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

指定を取り消した施設

名 称	所 在 地	指定取消年月日
特別養護老人ホーム湖水苑	出雲市湖陵町差海318番地1	令和7年2月27日

公 安 委 員 会 規 則

警察署協議会の運営等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月7日

島根県公安委員会委員長 藤田和雄

島根県公安委員会規則第6号

警察署協議会の運営等に関する規則の一部を改正する規則

警察署協議会の運営等に関する規則（平成13年島根県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表島根県松江警察署協議会の項中「15人」を「10人」に改め、同表島根県安来警察署協議会の項中「7人」を「5人」に改め、同表島根県雲南警察署協議会の項中「9人」を「7人」に改め、同表島根県出雲警察署協議会の項中「15人」を「10人」に改め、同表島根県大田警察署協議会の項中「7人」を「5人」に改め、同表島根県浜田警察署協議会の項中「9人」を「7人」に改め、同表島根県益田警察署協議会の項中「8人」を「7人」に改める。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

公 安 委 員 会 告 示**島根県公安委員会告示第5号**

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査（以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第9条の規定により告示する。

令和7年3月7日

島根県公安委員会委員長 藤田和雄

1 検定合格者審査を実施する警備業務の種別及び級並びに当該種別及び級に応じた資格

(1) 空港保安警備業務1級

検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第1項の表に規定する空港保安警備（(2)において「空港保安警備」という。）に

係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であって同条第2項に規定する1級に係るもの（以下「旧1級検定」という。）に合格した者

(2) 空港保安警備業務2級

空港保安警備に係る旧1級検定又は旧検定であって旧検定規則第1条第2項に規定する2級に係るもの（以下「旧2級検定」という。）に合格した者

(3) 施設警備業務1級

旧検定規則第1条第1項の表に規定する常駐警備（(4)において「常駐警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

(4) 施設警備業務2級

常駐警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

(5) 交通誘導警備業務1級

旧検定規則第1条第1項の表に規定する交通誘導警備（(6)において「交通誘導警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

(6) 交通誘導警備業務2級

交通誘導警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

(7) 貴重品運搬警備業務1級

旧検定規則第1条第1項の表に規定する貴重品運搬警備（(8)において「貴重品運搬警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

(8) 貴重品運搬警備業務2級

貴重品運搬警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

2 検定合格者審査の対象者

検定合格者審査は、次に掲げる条件を満たさない者について行う。

(1) 旧検定に合格した警備員であって、平成17年11月21日現在当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であるもの

(2) 旧検定に合格した者であって、平成17年11月21日現在現に当該旧検定に係る警備業務に係る指定講習（旧検定規則第12条第1項に規定する指定講習をいう。）の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの（(1)に掲げる者を除く。）

3 検定合格者審査の実施日時、場所及び定員

(1) 実施日時

令和7年5月9日（金）午後1時から午後4時まで

(2) 実施場所

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

(3) 定員

全種別で各10人

4 検定合格者審査の方法

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は、学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 学科試験の科目

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務の実施に関すること。

エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の科目

護身の方法に関する専門的な能力に関すること。

5 検定合格者審査申請手続に関する事項

(1) 受付期間

令和7年4月14日（月）から同月18日（金）までの午前8時30分から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 提出書類

ア 審査申請書（検定規則附則別記様式）1通

イ 添付書類

(7) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）1葉

(4) 旧検定規則第8条の規定による合格証（以下「旧合格証」という。）の写し1通

(7) 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面（旧合格証を島根県公安委員会から交付されている者は、提出を要しない。）1通

(8) 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面（旧合格証を島根県公安委員会から交付されている者は、提出を要しない。）1通

(9) 代理人（申請者が属する警備業者の従業員に限る。）が審査申請書を提出する場合にあつては、申請者本人の委任状1通

(3) 提出先

次のいずれかの警察署に提出すること。

なお、郵送による申請は、認めない。

ア 島根県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者

(7) 旧合格証の交付申請を行った警察署

(4) 住所地（島根県内に限る。）を管轄する警察署

(7) 警備員である場合におけるその者の属する営業所の所在地（島根県内に限る。）を管轄する警察署

イ 島根県公安委員会以外の都道府県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者で、島根県内に住所を有するもの又はその者が警備員である場合におけるその者の属する営業所が島根県内に所在するもの

(7) 住所地を管轄する警察署

(4) 営業所の所在地を管轄する警察署

6 検定合格者審査手数料

4,700円

審査申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、審査申請書を受理した後は、検定合格者審査手数料は、還付しない。

7 その他

(1) 検定合格者審査を受ける者は、審査当日、旧合格証を必ず持参すること。

(2) 審査当日は、午後1時から午後1時20分までを受付時間とする。

8 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3032）又は島根県内の最寄りの警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。